

J:COMスマホサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (取り扱いの準則)

この「J:COMスマホサービス契約約款」(以下、「本約款」といいます。)は、大分ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するモバイル通信サービスを使用している電気通信サービス(以下、「本サービス」といいます。)に適用されます。

2. 本約款と個別約款の間に異なる定めがある場合には、個別約款の定めが優先するものとします。契約者は、本約款とあわせて個別約款にも従うものとします。

第2条 (約款の変更)

当社が契約者の承認を得ることなく、本約款を変更することができるものとし、契約者および当社には変更後の約款が適用されるものとします。

2. 本約款変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合、当社は契約者が変更後の約款に同意したものとみなします。ただし、当該変更契約者に対し著しい不利の約款を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は当社に対し利用契約の解約の申出をすることができます。当社がこれを承諾した場合には、契約者本約款の字樣を速やかに戻すものとします。

3. 当社は本約款を変更する場合、当該変更の届出を受けるとなる契約者に対して、「通知もしくはホームページ」にて告知します。

4. 本サービスの一部を当社の事由により変更することとなる場合、前項の通知を事前にいたします。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分(本サービスの構成に影響を及ぼすサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更をおこなった場合等)に關する廃止が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

第3条 (用語の定義)

本約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- ・利用契約を締結している者。利用契約の申込を行い、利用契約を締結する前の契約者を特に「申込者」という。
- ・利用契約

契約者が本サービスを利用するための契約。利用契約は、契約者への本約款の適用のほか、サービスの内容、オプションの選択、料金等、サービス利用開始日その他契約者が当社が協議のうえ決定した事項が記載される。

- ・電気通信サービス
- ・電気通信設備を使用して他人の通信を媒介するサービス。電気通信事業者がサービス契約約款等に規定し提供するもの。
- ・サービス期間
- ・電気通信事業者が利用を義務づけられる最長の期間。
- ・モバイル通信端末
- ・モバイル通信端末SIMカードを使用し、音声通話、もしくはデータ通信を行うための端末機器で、「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」(平成16年総務省令第15号)で定まる種類の端末設備の機器。
- ・SIMカード
- 契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がデータ通信機能、SMS機能、音声通話機能の提供のために利用契約者と貸与するもの。

第4条 (サービスの種類)

本サービスの種類は次の通りです。

- ・データ通信機能
- インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「データ通信専用SIMカード」といいます。
- ・SMS機能
- インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での受信が可能なSMS機能並びに音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」といいます。

第5条 (サービス内容の変更)

当社は、本サービスの内容または名称を予告なく変更することがあります。その場合、当社ホームページにて通知するものとします。

第6条 (提供地域)

- 本サービスはNTTドコモ網を利用するため、NTTドコモ社のサービスカバーエリアに準拠します。
- 通信速度は保証するものではありませんので、通信エリア、通信環境、ネットワークの混雑状況により変化します。
- 利用可能エリア内であっても、電波状況等の他の事情により本サービスに支障が生じる場合があります。

第2章 契約

第7条 (契約者)

本サービスの契約者は個人に限るものとし、また、契約時に大分県内に住んでいるとします。

第8条 (契約の単位)

当社は、契約者ご一回線一回線ごとの一サービスの契約を締結するものとします。

第9条 (最低利用期間)

- 本サービスの最低利用期間は以下とします。
- ・データ通信専用SIMカード及びSMS機能付きSIMカードについては課金開始月の翌月末日までの期間
- ・音声通話機能付きSIMカードについては課金開始月の翌月から12ヶ月の末日までの期間

第10条 (契約申込及び承諾等)

本サービスの申込において、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者は、本人確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者の不正利用防止に関する法律(平成17年31号) 第9条の規定に基づくものであつて、氏名、住所、生年月日の契約者を特定する情報の確認を行うこととをいいます。以下同じとします。)のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

2. 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1)申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2)申込者が第19条(利用の停止等) 第1項各号の事由に該当するときは
 - (3)申込者が、申込日より前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
 - (4)申込引換し、当社に対しことから虚偽の事実を通知したとき
5. 本条第1項において、本人確認ができなくとも、または、未成年者であることを、3. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者が訂すの旨を通知します。

4. 当社は、第2項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明その他の公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第2項に基づく申込の承諾を留保または拒絶するものとします。

5. 当社は、同一の契約者が同時に利用することできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第11条 (サービス利用の要件等)

- 契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
 - 本サービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
 - 契約者は、音声通話機能付きSIMカードを利用するにあたり、当社が定める条件のうち、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受けける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます。)による転入又は転出を行うことができます。
 - MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (1)転入元事業者が契約した、本サービスに係る契約の契約者が同一である必要があること
 - (2)転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (3)電話番号を利用することができる期間(MNP転入手続き後から、当該手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に着くまでの期間) があります。
 - (4)本サービスに係る利用の申込と同時にMNP手続きを行う必要があります。
5. 契約者は、当社が提供する貸与機器(SIMカード、その他当社が貸与機器として指定する機器)をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いた本サービスの利用、及び本サービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外の接続による通信を行うことは認めないものとします。
6. 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
- (1)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の修理、損壊、ソフトウェアのリバーエンジニアリングその他貸与機器としての用途以外の使用をしないこと
 - (2)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (3)日本国外で貸与機器を使用しないこと
 - (4)貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
7. 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、速滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

(1)本サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合

(2)異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合

(3)異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合

(4)前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合

8. 1契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可能な速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

9. 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合は、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

10. 契約者は、貸与機器を失った場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

11. 契約者は、当社に対し、亡失品(第8号及び第9号に定める返還がなかった場合の当該返還無効債務を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

12. 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分する場合にこの限りで、亡失品が発生する等の事情により返還しまたは送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

13. 契約者は、本サービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。)を許可せず、かつ、複製、転載、複製を目的として複製することが、必ずしもITTDドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。

14. 本サービスにおいては、第19条(利用の停止等)及び第21条(利用の制限)に定めるほか、本サービスの品質及び利用の公益性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が他の別途定める基準(料金プランごと)と異なる場合があります。

5. 超過した場合には、契約者が事前に告知することなく超過の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

16. 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準の適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する機能試験その他端末設備に関する確認を求めた場合には、その求めに応じるとのものとします。

17. 未成年者は利用することはできません。

第12条 (サービス内容の変更)

本サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は次のとおりです。

- (1)異なる形状区分のSIMカードへの変更 (音声通話機能付きSIMカードのみ)

第13条 (契約者の権利の変更等)

契約者は、その氏名、住所等又は居所又はその他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第14条 (個人の契約上の地位の引換)

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、当該個人に係る本サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出することにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出て相続人)は、引き続き当該契約に係る本サービスの提供を受けることができません。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2. 第1項(契約者の死亡)その他の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、死亡及び申出とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替るものとします。

第15条 (権利の譲渡の禁止)

契約者は、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受け権利を譲渡することができません。

2. 契約者は本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第16条 (当社による契約の解除)

当社は、次に掲げる事由が発生したときは、本サービスを解除することができます。

- (1)本サービスの利用が第19条(利用の停止等) 第1項の規定、またはその他事由により、停止または制限された場合において、契約者が当該停止または制限の日から1ヶ月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき
- (2)当社の業務に支障を及ぼすおそれがある認められるときは

2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

3. 第20条(サービスの廃止) 第1項の規定により、本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止された本サービスの契約が解除されるものとします。

第17条 (契約者が行う契約の解除)

契約者が最低利用期間の満了前に利用契約を解除した場合は、違約金として残月料を一括請求します。

2. 最低利用期間満了後は、解除希望日の1ヶ月前に解約の申し出がない限り、1ヶ月間最低料は自動更新されます。

第3章 利用の中止および利用停止並びにサービスの廃止

第18条 (利用の停止)

次に掲げる事由により、本サービスの提供を中止することができます。

- (1)電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2)電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3)当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号より中止する場合にあつては、その3日前までに、同項第2号により中止する場合にあつては、その旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第19条 (利用の停止等)

当社は、契約者から掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る本サービスに、次にその全部若しくは一部の提供を停止または利用を制限することができます。

- (1)この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2)料金等本サービス契約上の債務を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3)違法に、または明らかに公平優良に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4)当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用により重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
- (5)当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
- (6)前号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2. 当社は、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由(該当する前項各号に掲げる事由)および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りです。

3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期間を定め当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社で第1項の措置を取ることと妨げるものではありません。

4. 当社から本サービスの利用に同意を求められたときは、契約者は、当社に対し当該契約に応じるとのものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他の正当な理由があるときは、この限りではありません。

第20条 (サービスの廃止)

当社は都合により本サービスの全部または一部を廃止することができます。

2. 当社は前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合は、契約者に対し事前にその旨を通知します。

第4章 利用の制限

第21条 (利用の制限)

電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保のため当該時の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用が制限される場合があります。

2. 本サービスの通信においては、法律に反する通信、およびそれに準ずると判断された通信については制限される場合があります。

第22条 (通信時間・速度等の制限)

契約者は、データ通信量によって通信速度が制限される場合があります。

第5章 料金等

第23条 (利用料金の支払義務)

契約者は、契約の成立により料金表(別表)に定める、初期費用、月額費用を当社に支払うものとします。

2. 初期費用の支払義務は、当社が本サービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

3. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日の末日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第19条(利用の停止等) 第1項各号の規定により本サービスの提供が停止または制限された場合における当該提供の期間に当該サービスに係る月額料金の額の算出については、本サービスの提供があったものと取り扱うものとします。

4. 課金開始日は、弊社の指定する日となり、実際の利用開始日と異なる場合があります。

5. 契約が解除された場合は、契約が解除された日の末日までが利用料金支払いの対象期間とし、利用料金の日割り計算はしないものとします。

第24条 (料金の額について)

本サービスにおいて定められた料金の金額については、別紙もしくは当社ホームページにて通知するものとします。

第25条 (利用不能の場合における料金の調整)

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し不得い状態(全く利用し不得い状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の期間(以下、「利用不能期間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能期間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日にまで当該請求をしなかつたときは、契約者は、その権利を失ふものとします。

2. 前項の規定は、貸与機器の故障によるものを含まないとします。

第26条 (料金の請求方法)

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第27条 (料金の支払方法)

当社は、本サービスの料金を、当社が指定するまでに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第28条 (割増金)

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する割増(以下、「割増金」といいます。)を支払うものとします。

第29条 (差延利息金)

契約者は、本サービスの料金その他の債務(遅滞利息を除きます。)について支払いを遅滞した場合、年14.5%の割合で計算した遅延額を滞延利息額として当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第30条 (ユニバーサルサービス料金)

電気通信事業法に定める基礎的電気通信サービス支援(ユニバーサルサービス制度)に基づき、電話サービス料金(以下「ユニバーサルサービス料金」といいます。)を支払うものとします。ユニバーサルサービス料金額は、電気通信事業法第110条(負担金の徴収)の規定に基づき定められた負担金相当額とします。当社は、料金等の請求の際、ユニバーサルサービス料金を請求します。

第31条 (モバイル通信端末)

第31条 (モバイル通信端末の提供)

当社は、契約者からの申込に基づき、モバイル通信端末を契約者に販売します。

2. 契約者は、モバイル通信端末購入費の支払方法は、当社が指定する方法に限りません。

3. 第9条の規定にかかわらず、当社が提供するモバイル通信端末を利用した本サービスの最長利用期間は、2年間とします。

4. 当社は、契約者に対し、モバイル通信端末を契約者の指定する大分県内において引渡すものとします。

5. モバイル通信端末の引渡しに係る運送の手配が当社が行い、引渡しに係る運送費等の諸費用をモバイル通信端末購入または契約し、1配達まで当社の負担とします。ただし、特別な費用が発生する場合は契約者と当社が協議のうえその費用負担を定めるものとします。

6. 契約者が当社からモバイル通信端末の引渡しを受けた後5営業日以内に規格、仕様、個数につき不適合ないし不足または外観上明らかに瑕疵の存在を申し立てなかったときは、モバイル通信端末は瑕疵のたとえ契約者に引渡されたものとします。

7. 当社が契約者にモバイル通信端末の売却をした場合、モバイル通信端末の所有権および危険負担はモバイル通信端末の引渡しをもって当社から契約者に移転します。

8. 発送後、契約者の都合に不平等により、未受領となって当社に返送された場合は、解約料とし違約金として初期費用を請求いたします。

第32条 (モバイル通信端末の担保責任)

当社は、契約者に対し、引渡し時においてモバイル通信端末が正常な性能を備えていることを保証します。

2. 契約者が、モバイル通信端末の製造を受けした後、モバイル通信端末の保証については、モバイル通信端末の製造メーカーによる保証内容に準ずるものとします。

3. モバイル通信端末のメーカーの保証期間は、端末出荷日から起算して1年間となります。

4. 当社はメーカーのモバイル通信端末による、ハードウェアおよびソフトウェアの瑕疵担保責任を負いません。

5. モバイル通信端末の運送については、本条を本条記載以外の賠償の責任を負いません。

6. メーカー保証期間を超えた場合は、有償交換となります。修理交換の有無は、メーカー修理手続を、契約者に行い、契約者にて判断いただきます。

7. 故障端末の送付にかかる送料については、契約者負担とします。

第33条 (ネットワークの利用)

契約者は、本サービスのモバイルアクセス利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、サービスをするすべてのネットワークの規則に従わなければならないとします。

第7章 SIMカード

第34条 (SIMカードの貸与)

当社は、契約者の申込に基づき、SIMカードを貸与します。

2. 契約が解除された場合、契約者は解除日から1ヶ月以内に、SIMカードを当社に返却するものとします。

3. 前項の期間中にSIMカードの返却が行われない場合は、紛失扱いとして当社所定の損害金を請求します。

4. SIMカードの初期不良については、出荷日から起算して1ヶ月以内に申告した場合のみ、無償にて交換します。

5. SIMカードの紛失、故障については、再発行にかがる手続費用を請求します。

第35条 (SIMカードにかがる契約者の義務)

契約者は、貸与を受けた際のSIMカードについて、下記事項をまらなければならないとします。

- (1)SIMカードを善良な管理者の注意義務をもって管理すること
- (2)SIMカードの盗難または紛失があった場合、速やかに当社に届け出ること
- (3)SIMカードの盗難または紛失、紛失した場合は返却した場合、当社所定の損害金を支払うこと
- (4)SIMカードに登録された電話番号その他の情報を盗出したり、変更または消去しないこと

第8章 個人情報

第36条 (個人情報保護)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報を(以下「個人情報」といいます。)を適切に取扱ふものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に關し取得した個人情報およびこれを利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1)本サービスの提供に係る業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)

(2)本サービスのメールの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと

(3)当社の子会社に個人情報を提供(当社の別サービス又は当社の新サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法によりこれら取り扱いの中止または再開することができます。

(4)その他契約者から得た情報の範囲内で利用すること

3. 当社は、契約者の同意に基づき必要に限定して個人情報第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務に関する個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任において個人情報第三者に委託するものとします。

4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号) 第4条に基き、開示請求の要が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社が当該請求の範囲内で個人情報保護を請求者に関する場合があります。

第9章 総則

第37条 (IDおよびパスワード)

契約者は、本サービス利用時に発行されるIDおよびパスワード(本案において「ID等」といいます。)の管理責任を負うものとします。

2. 契約者が本サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めるところがあります。

3. 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別定めが規定されている場合はこの限りではありません。

4. 契約者は、ID等が窃用された場合は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からその指示がある場合はこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用に及ぶ契約者の損害または契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5. 契約者は、ID等を変更することはできません。

第38条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に關し損害を被つた場合、本約款の規定によるほかは、何ら責任も負いません。

附 則

この契約約款は、平成27年4月20日から実施します。